

提出議案説明書

第363回矢板市議会臨時会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の臨時会に提出いたしました議案は、工事請負契約の締結についての1件であります。

議案第1号 工事請負契約の締結については、緊急時においてICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早急に実現するため、GIGAスクール構想対応電源等工事の契約を締結することについて、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参 考 地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

以下省略

以上が、本臨時会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。